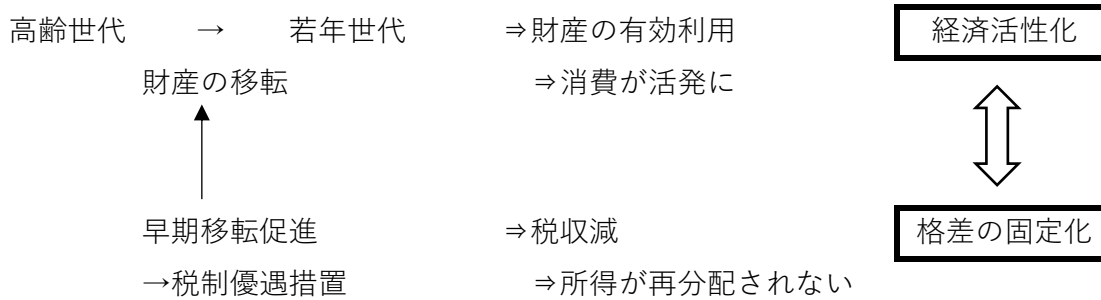


# 令和4年度税制改正大綱(資産税)

## 1. 相続税・贈与税のあり方



☆今回の大綱では、相続税・贈与税の制度に関する具体的な改正項目なし

⇒但し、来年度以降の税制改正にて大きな改正が行われる可能性がある

### ◇資産移転時期の選択に中立的な税制の構築

→現行の相続時精算課税制度と暦年贈与のあり方を見直すための本格的な検討を進める

### ◇贈与税の非課税措置について不断の見直しを行う

→縮小・廃止の方向へ?

(対象となりうるもの…教育資金贈与・結婚子育て資金贈与・住宅取得資金贈与等)

### ▽直系尊属からの住宅取得資金贈与の非課税限度額の見直し(縮小)

- ・ 契約日による非課税枠への影響はなくなった
- ・ 中古物件については築年数基準廃止、新耐震基準に適合していればokに

		現行	大綱案
省エネ・耐震・バリアフリー	消費税10%	1,500万円	1,000万円
	それ以外	1,000万円	
上記以外の住宅	消費税10%	1,000万円	500万円
	それ以外	500万円	

※現行…契約日が令和02年4月1日から令和03年12月31日のものについて記載

- ・ 適用期限2年延長(令和05年12月31日まで)

適用時期…令和04年01月01日以後の贈与分より

### ▽民法改正に伴う要件変更

受贈者の年齢要件…20歳→18歳

適用時期…令和04年04月01日以後の贈与分より

## 2. 財産債務調書制度の見直し

### ◇適正な課税の確保

→既存の要件はそのまま残し、新たに財産の金額のみで判定する要件追加

財産金額	うち金融資産	所得金額	現行	大綱案
3億円未満	1億円未満	2000万円未満	不要	不要
		2000万円以上	不要	不要
	1億円以上	2000万円未満	不要	不要
		2000万円以上	必要	必要
3億円以上		2000万円未満	不要	不要
		2000万円以上	必要	必要
10億円以上		2000万円未満	不要	必要
		2000万円以上	必要	必要

適用時期…令和05年分以後の財産債務調書より

### ◇提出義務者の事務負担の軽減

▽提出期限(財産債務調書及び国外財産調書)の延長

提出期限：翌年3月15日 → 翌年6月30日

適用時期…令和05年分以後の財産債務調書・国外財産調書より

▽宥恕規定あり

提出期限後でも、調査通知前であれば提出期限内の提出とみなす

適用時期…令和06年1月1日以降に提出される財産債務調書・国外財産調書より

▽記載事項の見直し

財産債務調書への記載が省略できる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」

現行：100万円未満 ⇒ 大綱案：300万円 に引き上げ

適用時期…令和05年分以後の財産債務調書・国外財産調書より

## 3. 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

▽特例承継**計画の提出**期限を1年延長

提出期限：令和05年3月31日 → 令和06年3月31日まで

(注)承継**実行**期限は変更なし

承継期限：令和09年12月31日